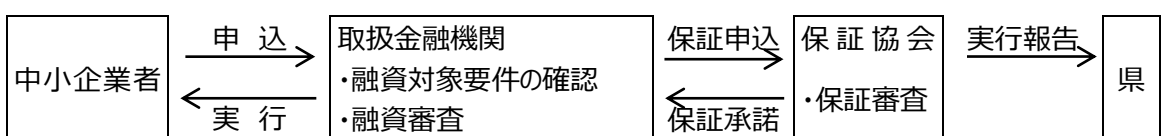


ご利用の手引き

資金名	長期資金（モニタリング強化型特別貸付）			
目的	中小企業者が認定経営革新等支援機関と連携の下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善に資する			
融対象資者	<p>県内で事業を営む中小企業者等で、モニタリング強化型特別保証制度の申込人資格要件[※]を満たす者 [その他のポイント①]</p> <p>[※モニタリング強化型特別保証制度の申込人資格要件（概要）] 認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る</p>			
資金用途	設備資金、運転資金及び借換資金 [その他のポイント②]			
借換	既往の保証協会保証付融資からの借換資金として利用可能 [その他のポイント②]			
融資条件	利率	年1.85%（固定）	期間	設備 10年以内（うち据置3年以内） 運転・借換 10年以内（うち据置1年以内） [その他のポイント③]
	限度額	1企業 2.8億円 1組合 4.8億円	預託	あり
	信用保証	必ず保証協会の保証を付ける		
	特別保証制度等	モニタリング強化型特別保証制度に対応		
	責任共有制度	対象		
	保証料率	協会所定の保証料率に対し、国が保証料補助を行う [その他のポイント④]		
	連帯保証人	保証協会の定めによる （法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。「事業者選択型経営者保証非提供制度」又は「経営者保証を不要とする保証の取扱い」を適用する場合は法人代表者も含めて不要）		
	担保	保証協会の定めによる		
申込先	取扱金融機関			
申込書類	① 信用保証委託申込書（様式第1号）			
添付書類	② モニタリング強化型特別保証制度所定の「モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書」 [その他のポイント⑤] ③ その他取扱金融機関又は保証協会が必要と認める書類			
融資フロー	 <p>中小企業者から取扱金融機関への経営状況等の報告、及び取扱金融機関から保証協会への経営状況等の報告、並びに追加的な経営支援の検討が必要 [その他のポイント⑥]</p>			
その他のポイント	① 国の全国統一制度であるモニタリング強化型特別保証制度を利用する中小企業者等を対象としています。そのため、兵庫県中小企業融資制度要綱及び本手引きに記載するもののほか、各種要件や取扱いはモニタリング強化型特別保証制度要綱に依拠します。モニタリング強化型特別保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所へお問い合わせください。			

- ② 借換可能な既往借入金は、全国の信用保証協会の保証付融資のみとします。
- ③ 設備資金と運転資金又は借換資金を併用して申し込む場合は、据置期間は3年以内となります。
- ④ モニタリング強化型特別保証制度要綱の規定に基づき、保証申込日が令和8年4月1日から令和9年3月31日までの場合、所定の信用保証料率に対し、下記のとおり国が信用保証料補助を行います。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については、補助の対象外となります。

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料補助	0.95%	0.87%	0.77%	0.67%	0.57%	0.50%	0.40%	0.30%	0.22%
事業者負担	0.95%	0.88%	0.78%	0.68%	0.58%	0.50%	0.40%	0.30%	0.23%

- ⑤ 所定の書式については兵庫県信用保証協会のホームページよりダウンロードください。
- ⑥ 金融機関は、モニタリング強化型特別保証制度要綱の定めるところにより、中小企業者からの報告を受けること及び信用保証協会への報告、並びに追加的な経営支援の検討等の責務を負います。
 [モニタリング強化型特別保証制度要綱に定める金融機関の責務（概要）]
 ア 原則として、年に1回中小企業者等から経営状況等の報告を受けるとともに、随時、中小企業者等から経営状況の変化を察知したことの報告を受ける。
 イ 原則として、貸付実行日の属する事業年度から5事業年度（以下「モニタリング期間」）にわたり、年1回中小企業者等の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者等の経営状況等を電子データで報告する。
 ウ モニタリング期間中に、中小企業者等から経営状況の変化を察知したことの報告を受けた場合、信用保証協会に対し報告し、原則として、中小企業者等、認定経営革新等支援機関及び信用保証協会との対話を通じて、追加的な経営支援を検討する。